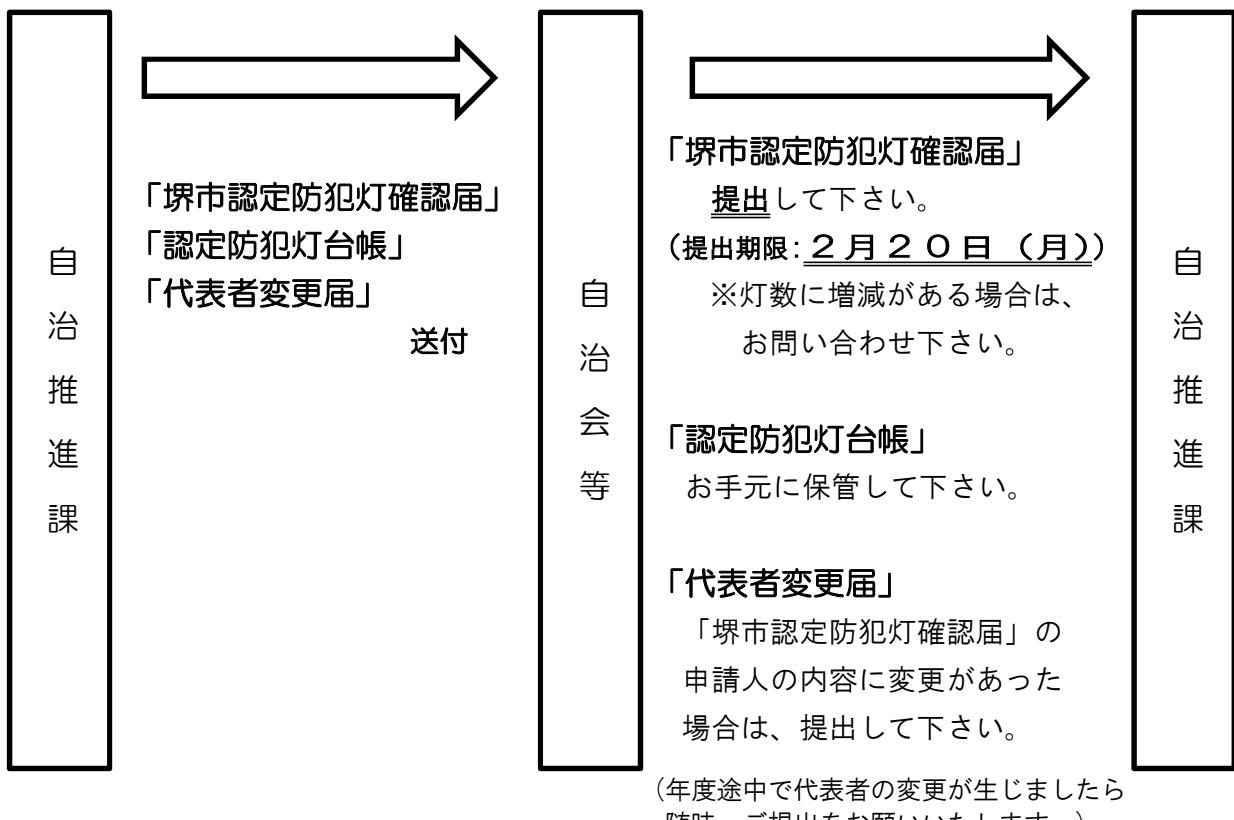


<確認届提出までの流れ>



<参考：認定防犯灯の認定基準>

次の①～③のすべてを満たすもの

- ① 電気事業者の供給約款の契約種別において、「公衆街路灯A」であること。
- ② 1灯あたりの消費電力が60ワット以下の防犯灯。
(ただし、平成29年3月31日までに設置され、平成29年度中に認定されたものは除く。)
- ③ 堺市の区域内に設置されている防犯灯であること。(ただし、堺市の区域外に設置されている防犯灯であっても、他市の補助制度の対象ではなく、本市域を照らしており、本市民の生活安全上必要と認められるものは含む。)

本事業に関する情報はこちら

堺市北区ホームページ

<https://www.city.sakai.lg.jp/kita/torikumi/anzen/BDRsubsidy.html>

